

みやき町監査委員告示1号

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査を、同条第2項の規定による行政監査を兼ねて実施したので、同条第9項の規定に基づき、その結果に関する報告を公表する。

令和 3年 3月16日

みやき町代表監査委員 最 所 一 志



令和2年度定期監査等結果報告書(別添)

(別紙)

令和2年度 定期監査結果報告書

第1 監査の概要

令和2年度における、地方自治法第199条第2項の規定による行政監査を兼ねた同条第4項の規定に基づく定期監査は、法第198条の4第1項の規定に基づく町監査基準（監委訓令第1号）に準拠し、以下の要領で実施した。

1 監査の実施期日及びその対象課等

本町の26局課室等の監査を、令和2年11月から本年2月の間に、延べ20日間に亘って下記の日程により実施した。

11月12日	総務部	総務課
13日	同	企画調整課
16日	同	秘書公室
17日	出納室及び総務部財政課	
19日	総務部	税務課
24日	民生部	保健課
30日	同	住民窓口課並びに北茂安及び三根総合窓口課
12月1日	同	環境福祉課
1月12日	議会及び監査委員事務局並びに総務部国土調査室	
14日	民生部	風の子保育園
15日	同	子ども未来課
18日	同	地域包括支援センター
19日	同	健康増進課
22日	農業委員会事務局及び事業部産業課	
28日	事業部	下水道課
29日	同	地域協力課
2月1日	同	まちづくり課
2日	教育委員会	社会教育課
4日	同	学校教育課
5日	事業部	建設課

2 監査対象の事務事業等

監査は町行政組織上のすべての課及び同等以上の事務局または室等において今年度執行中の事務事業を対象に実施した。ただし、複数年契約に係る契約書の内、必要なものは契約締結年時の文書も対象とした。

3 監査の方法

監査は予め各課等に調製依頼していた以下に掲げる調書及びそれらに関する書類並びに各課共通の出勤簿、休暇願簿、時間外勤務命令簿、出張命令簿、備品台帳及び5年保存以上の文書件名簿などを調査点検した。更に、課長・参事や主幹等に対して、上記文書等の点検調査結果を下に当該課等の事務事業の進捗状況や課題・問題点の有無等に関しヒアリングを行った。

なお、監査は原則として担当部長等の立会いの下、当該各課等の所在している施設内等で実施した。

- (1) 組織及び職員数関係調書
- (2) 事務分担表
- (3) 歳入状況調書
- (4) 業務ごと歳出状況調書
- (5) 工事請負を除く契約締結状況調書
- (6) 過去1年間における備品動向調書
- (7) 内規作成状況
- (8) 前回監査結果の措置状況調書

* 工事契約関係は別途一覧表があるので除外している。

4 監査の主な着眼点

本町の定期監査は従来より法第199条第2項の規定に基づく行政監査を兼ねて実施しているため、まず事務事業が予算や法令等に則り適正かつ適法に執り行われているかを第1の着眼点として、次に事務事業の管理運営がその目的や理念に即応し、効果的かつ経済的に実施されているかについてを第2の着眼点として実施した。

更に、今年度から自治法の改正により町監査基準に準拠して行うことが求められているため、「事務が最小の経費で最大の効果を上げるように

し、且つ、その組織及び運営の合理化に努めていること」という理念を改めて意識した上で、限られた時間内で監査を行った。

第2 監査の結果

昨年11月から延べ20日間に及ぶ監査の結果、すべての局課室等における財務事務に関しては、軽微なミスは散見されたが、予算や法令等に則り、概ね適正に執行されていると認められた。今年度は新型コロナウイルス感染防止対策で給付金交付事務や行事等の中止・延期縮小など今までにない事態が多く、多くの部署で発生したが、何処もほぼ的確に対応されていた。また、事務事業の管理運営についても地域内外の諸般の状況等をほぼ適切に鑑みながら全般的には概ね妥当な執行がなされていると認められた。

今回は報告書に掲げるまでの勧告及び指摘事項はなかったが、一部に今後改善検討または調査研究をすべきと思われる点があったため、それらは意見として下記に掲げた。

なお、これらの意見事項は監査実施日の翌月に文書で行っている監査講評で付言したが、凡そ1月内にすべてにわたり返答いただいたので、その回答要旨を意見事項の後ろに（ ）で記載している。

記

① 財務事務関係

- ・ 統計調査員は県の非常勤職員なので勤務の対価は報酬で支払う必要がある。適正な出納事務を行うためにも関係条例を早期に改正すべきではないか。（3月議会において、総務課と協議しながら、実態に即すよう条例改正に取り組む方針である。）
- ・ 会計事務の全庁的な適正処理の保持のために、新規職員や会計担当職員を対象に研修をすべきではないか。（職員研修については、現在新型コロナウイルス感染防止対策の中で、集合研修は控えており、その代わりに電話での対応を行っている。今後も電話等での指導を行うことで、職員の伝票処理能力の向上を図り支出命令の差し戻しや添付文書の差し替えなどを減らしていきたい。）

- ・ 学校給食は無償化されているが、会計処理は学校長への補助金交付という旧態のままである。給食材料費は、公費負担とする公会計方式に切り替えるべきではないか。(今後の公会計への移行については、補助対象外児童生徒の取り扱いや会計方法、徴収管理方法、給食物資の調達方法などを整理し検討していきたい。)

② その他の事務関係

- ・ 本年度の一般職員数は、任期付職員及び再任用職員を含めて253人であるが、町職員定数条例に定める総定数は307人であり、かなりの乖離がある。このことは3町合併後の経営努力の賜であり喜ばしいことである。しかしながら、人件費は行政にとって最重要な義務的経費で行政効率化のバロメーターともいえ、可能な限り抑制することが求められている。今後安直な増員を抑制するためにも定数条例を適正化すべきではないか。(定数条例の改正については、国会で継続審議となっている地方公務員の定年延長に係る法の審議状況を踏まえ、また、会計年度任用職員の今後の活用方法など、町行政改革との整合性を図り改正の時期を見極め、検討してまいりたい。)
- ・ 民有地を買収して行う町の宅地開発は、税控除の恩恵もあり土地売却希望者の抑制が困難になる可能性があり、また、造成後の土地が売れ残るリスクなどもあるので、今後の宅地開発は民間主導とすべきではないか。(造成後の土地が売れ残らないよう住宅需要の調査、立地性及び民間開発の誘導等を考慮して実施しているが、今後は宅地開発が民間主導となるよう官民連携による宅地開発を図っていく。)

今回の監査結果は以上のとおりである。4か月に及ぶ中で順次実施してきたが、関係各位のご協力を得て滞ることなく円滑に終了することができた。関係者の皆様に感謝申し上げて本報告書の結びとする。

以上